

法的な見方考え方を育てる社会科教育 ～法教育の実践に取り組んで～

前 島 美 佐 江

はじめに

昨年度、第64回中国地方弁護士大会シンポジウム「法教育にどう取り組むか—新学習指導要領をふまえて—」が、島根県で開催された。筆者が法教育について考えるきっかけとなったのはそれに向けての実践研究を島根県の弁護士会と一緒に取り組む機会を得たからである。当初、法教育と聞いて、弁護士の出張授業による、裁判員制度の説明や法律を使った解決の具体例を挙げての説明等を思っていたが、実際に関わると、予想とは大きく違っていた。法教育とは、法の価値や法的な見方や考え方を習得し、それらを活用しながら合意形成によって、問題解決をはかっていき、多様な価値観や背景をもつ者同士が、互いを尊重しあい共生していくための必要不可欠な素養を培うものである。

平成20年度に告示された新学習指導要領では、公民的分野の法教育に関する内容の充実をはかられている。例えば、内容項目(1)のイ「現代社会をとらえる見方や考え方」が新設され、政治や経済を学ぶ上での原理について学ぶ、公民学習の導入として位置づけている。そこでは、次のように記載されている。

内容 (1) 私たちと現代社会

イ 現代社会をとらえる見方や考え方

人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。

このように、「きまりの意義」を考えさせることで、対立がおこった際に話し合い等を通じて合意に至るようつとめることの重要性、合意に必要なものは何か、合意した以上どうあるべきか、といった点を考えさせることで、法教育とつながっている。また今回の学習指導要領で、教育活動の改善の要点としてあげている、「思考力、判断力、表現力の育成」「基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動」「言語活動の充実」とも関わりの深い部分であると考えている。現に、法教育について考え実践を行うにつれてこの思いは強くなった。なぜならば法的な見方・考え方やそれを活用する力は、「法とは〇〇〇なものだ」と、教えられて身につくものではない。自分の考えや他者の考えをまとめ、意見の異なるものとの調整をはかり、問題を解決していく体験的学習を積み重ねることで身につくものと考えているからである。

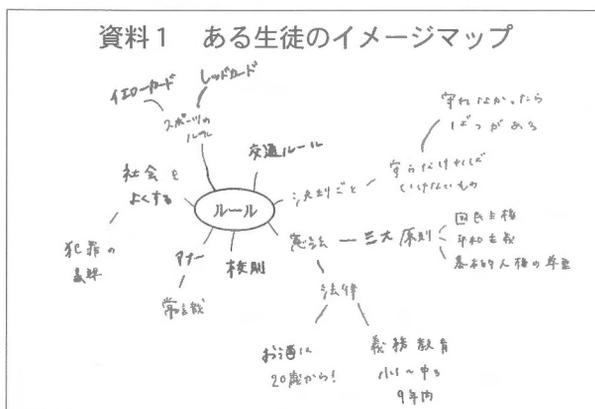
弁護士と一緒に仕事をしていくなかで、印象に残っている言葉がある。それは「相談者は、弁護士に相談しにきて初めて法を意識する」という言葉である。それは、私自身にも当てはまることだった。日本は、法治国家であるということを当たり前すぎて逆に忘れていた。しかし、グローバル化や情報社会、少子高齢化の進展等を通じて、多様な価値観が尊重される自由で民主的な現代社会の到来は、古くからの地縁的、血縁的関係の強かった日本社会から、「個」を尊重する社会への転換とそれに伴う問題や自己責任の増大もたらした。そして、多様な価値観や利害関係が複雑に絡み合った現代の社会では、競争や対立が多く生まれている。これまで以上に他者との利害や対立を調整するスキルや、法的な見方や考え方が求められている。法とは一体何なのか、何のためにあるのか、どのような法が望ましいのか、といったところから遡り、生徒に思考させ、生徒自らの言葉で法について語れるようになってこそ、活用していけるものと考えている。そして、法を通じた問題解決の経験は、自由で公正な

より良い社会の実現にむけての生徒の社会参画を促していくものとする。そこで、このような法的な見方や考え方、ひいては社会参画の力が生徒に身につくための社会科学学習の実践に取り組むこととした。

1. 研究構想

(1) 生徒の実態

法教育の実践に入る前に、生徒に「ルール」から連想する語句をイメージマップに書かせた。右の資料1は、ある生徒のイメージマップである。このイメージマップには、ルールから連想するものとして「やぶると罰がある」「守らなければいけない」「誰かが決める」等の語句が並んでいる。これらからは、ルールというものは既に存在しているもので、このルールを使用するにあたって、「破ってはいけない」「守らなければいけない」という受け身的な意識が感じられる。これは、多くの生徒のイメージマップに見られた傾向である。また、「安心して暮らすために必要なもの」という語句からは、社会生活をおくる上でのルールの必要性を認識してはいるものの、ルールに関して受け身的理解である以上、表面的認識である感が否めない。社会の構成員として、「ルールはつくるもの」「ルールには何が必要なのか」「ルールをつくる上で大切にしないといけないことは何か」等の認識は、この段階ではあまりみられていない。



以上の生徒の様子から、11年間の学びの最終学年となる生徒たちには、「ルール（法）は守るもの」といった認識にとどまらず、問題を解決するためにより有効なルール（法）の在り方を追求しようとする社会参画の力を培いたい。そのためには、ルール（法）に関する問題を事例としてとりあげ、それを合理的に解決する学習経験を積み重ねることが重要と考える。また、そのような学習では、他者とのかわりが必要不可欠である。個々で考えを深めるプロセスも大切しながら、学級での学び合いを通じ、自分だけでは気づくことのできなかった視点や主張を知り、みんなで思考を練り上げていく学習を大切にしたいと考えるにいたった。

(2) 研究仮説

上記の生徒の実態から、次のような研究仮説をたてた。

- 仮説① 法的な見方や考え方を高めるための問いを設定し、その問いを中心に問題解決的な学習を積み重ねるような単元構成を工夫すること
- 仮説② 自分の考えを論述し、異なる他者の意見との調整をはかるなど、学級全体の学び合いを充実させる手だてを工夫すること
- によって、生徒の法的な見方や考え方を高め、社会参画の力を培うことができるであろう。

(3) 仮説①が成立するための単元構成

法教育の観点から、公民分野の導入単元と政治単元を以下のように構成した。

- 第1単元 「問題解決のためのルールを考えよう」

新学習指導要領内容項目（１）のイ「現代社会をとらえる見方や考え方」

次	主な学習	時	具体的な学習・内容（◇印は、学級全体の学び合いの場面）
1	問題解決のためのルールをつくろう	1	<ul style="list-style-type: none"> ・課題状況の整理 ・問題解決のためのルールをつくろう(1) 5つの立場に分かれ、それぞれの立場に立ち、気持ちとメリットの両面からルールとその根拠を考える。
		2	<ul style="list-style-type: none"> ・問題解決のためのルールをつくろう(2) 利害の対立する者で集まり模擬ミーティングを開き、ルールを考える。（合意形成）
2	良いルールについて考えよう	3	<ul style="list-style-type: none"> ・良いルールについて考えよう(1) 各グループが考えたルールを発表し、評価し合い、再度自分の考えを再構成する。 ◇自分とは違う考えを知ること、ルールに対する見方や考え方を深めることができる。
		4	<ul style="list-style-type: none"> ・良いルールについて考えよう(2) ◇教師の提示する状況の変化により、「公正」と「効率」の概念を活用して、新しいルールについて再度思考を練り合う学習を通じて、社会に対する見方・考え方を高めることができる。
		5	<ul style="list-style-type: none"> ・学習のふりかえりをしよう イメージマップの変化から自分の学習を確認する。

○第2単元 「憲法改正について考えよう」

新学習指導要領内容項目（3）のア「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」

次	主な学習	時	具体的な学習・内容（◇印は、学級全体の学び合いの場面）
1	憲法は誰が守るもの	1	<ul style="list-style-type: none"> ・「憲法は何のためにあるのか」「憲法は誰が守るものか」といった問題意識をもつ。
		2	<ul style="list-style-type: none"> ・立憲主義と民主主義について考える
2	護憲か、改憲か① ～憲法をめぐる議論～	3	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法9条について考えよう
		4	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法9条に賛成 or 反対 ディベートをしてみよう
3	護憲か、改憲か② 基本的人権について考えよう	5	<ul style="list-style-type: none"> ・自由権について、憲法の条文と具体的事例から考える。
		6	<ul style="list-style-type: none"> ・社会権について、憲法の条文と具体的事例から考える。
		7	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を守るための参政権について考える。
4	護憲か、改憲か③ ～新しい人権と 憲法のあり方～	8	<ul style="list-style-type: none"> ・人権をめぐる問題を知り、憲法の中に規定されるべきかどうか議論されている新しい人権を知る。
		9	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい人権について資料から様々な立場の意見を調べ、憲法に規定されているか、十分に規定されていないかグループで話し合い、意見をまとめ、発表する。
		10	<ul style="list-style-type: none"> ・対照的な考えをもとにクラス全体で学び合う。
		11	<ul style="list-style-type: none"> ◇自分とは違う意見を知ること、思考を深め、判断するための根拠となる考えを見出す。

○第3単元 新学習指導要領内容項目（3）のイ「民主政治と政治参加」については、省略する。

(4) 仮説②が成立するための手立て

① 学び合いを深めるための単元構想 —第2の学び合いの設定—

生徒が自分の意見を形成していないと、学び合いは成立しない。「そう言われても私は〇〇と思う。なぜなら～」と言えるぐらいの意見形成を個々が行っていきはじめて学級での学び合いが成立すると考える。この意見の形成が弱いと、学び合いにおける思考の練り合いが不十分となり、学級全体での学び合いが深まらない。意見形成ができ、学び合いが始まると、意見交流の中で生徒は、教師の提示する資料や友達の意見といった、新しい見方・考え方にふれ、自分の考えに揺れを感じたり、自分の考えの確かさに自信をもったり、あらためて自分の考えを見つめ再構成しようとする。そこで、ここまでの過程を「第1の学び合い」とし、個にかえり自分の考えを再構成する場面を設け、意見形成を強固にした形で、もう一度学び合いの時間を設定することにした。ここでは、自分の意見が変わった理由や確かだと思った理由を述べることにより、新しい見方・考え方と自分の考えとのかかわりについてより深く考えて、練られたものを表現できると考える。

② 評価を生かした学び合いにおける教師のはたらきかけ

生徒の学びの実態を詳細にとらえ、「掘り下げる」と「提案する」の2つのはたらきかけを行い、学び合いを深めたい。

小単元における最終の「ふりかえり」や「イメージマップ」を用いて、生徒個々の社会認識の変容を詳細にとらえ、個別に手立てを行うことで、学級での学び合いが充実したものとなる。また、鋭い視点で物事をとらえている生徒、別の角度から考えている生徒をとらえて、その思いや願いを中心に「掘り下げる」ことで、より論点が整理され、学び合いを深めることができると考える。また、生徒の思考が1つの考え方に固執しているとき、別の面で見なければならぬ事象や調べ方に出会わせるために「提案する」はたらきかけを行っていく。

3. 研究の実際

ここでは、おもに第1単元の授業の実際と考察について述べたいと思う。

(1) 第1単元の学習の実際と考察

① 単元構想

第1次では、生徒たちの多様な考えを誘発する教材として、球拾いと片付けをめぐる問題を事例として取り上げる。この事例を教材化するにあたり、生徒から多様な意見が出るのが予想され、「公正」と「効率」の概念がとらえやすく、「公正」と「効率」が対立する状況を生む場面設定をおこなう。概略を述べると、ある架空の中学校野球部での問題である。この部では以前から球拾いと片付けは1年生が行うことになっていたが、この年の新入部員は3人と少なく、今のルールのままだと効率が悪い。そこでこの問題をどうやって解決していくか、部のルールをつくり直すことで考えていく。「ルールづくり」を全面に押し出すのではなく、「球拾いと片付けを誰がどんなふうに負担したほうが良いのだろう」という視点で学習を進めていった。生徒を利害の対立する5つの立場に分け、それぞれの立場になり問題解決のためのルールとどのように主張する根拠を各自で考えさせる。さらに、自分と同じ立場のメンバーで話し合いをおこない、考えを深め広げる場面を設定する。次に利害の対立する者で集まり、模擬ミーティングを開き、部活動のルールを考えさせる。そこには、立場や意見の違いから「対立」があるが、自分の意見を伝え、他者の意見を知り、調整を図りながら集団としての「合意形成」の場面を設定する。対立から合意に至る過程を実際に体験し、さらに、「各自が自分の意見を言えていたか」「みんなが納得できるように努力したか」「少数意見にも耳を傾けたか」といった視点から、自分たちの話し合いの様子をふりかえることを通じて、ルールをつくる過程での公正さについて体験的に理解させていく。

第2次では、各グループがつくったルールを学級で発表し合う中で、問題を解決する上で有効なルールについて学級全体で思考を練り上げていき、合意に至ることとそれを守ることの意味、そして一人ひとりがルールをつくる主体者であることに気づかせていった。

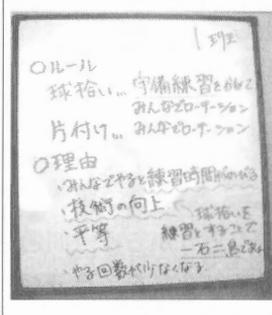
② 授業の実際と考察

【第1・2時】

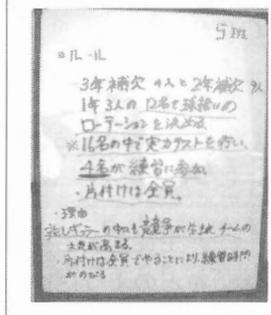
第1・2時では、生徒を利害の対立する5つの立場に分け、それぞれに問題解決のためのルールを考えさせた。第1時では、同じ立場の者で集まり、自分の考えを深め広げる時間とした。第2時では利害の対立する者で集まり、模擬ミーティングを開き、部活動のルールを考えさせた。そこには、立場や意見の違いから「対立」があるが、自分の意見を伝え、他者の意見を知り、調整を図りながら集団としての「合意形成」の場面を設定する。資料2は、模擬ミーティングの様子である。利害が対立する状況から合意に至るまでを体験するため、利害が対立する状況を意図的に仕組んだ。対立から合意に至るまでには、ある程度のエゴの表出も必要と考え、それぞれの立場になりきるロールプレイの形をとった。しかし、自分の思いをぶつけるだけでは合意には



資料3 1班のルール



資料4 5班のルール



自分の考えを相手にわかってもらえようように伝えながら、意見を調整し合意形成をはかっていく必要がある。相手にわかってもらうための根拠として、自分の立場の気持ちと、自分が主張するルールにした場合のメリットの両面から考えさせ主張させた。具体をあげると、「1年生だから球拾いだなんて不公平」「でも、2・3年生も1年のとき球拾いしていたから、不公平ではないよ」「レギュラーじゃないから球拾いだなんて不公平」「試合が近いからレギュラー優先」などの主張がよく聞かれた。これらの主張は、次時の学習の「公正」と「効率」の概念の習得につながるものである。右上の資料3と資料4は、模擬ミーティングによってできた2つの班のルールである。1班は「公正」を重視して決めたものであり、5班は「効率」を重視して決めたものである。

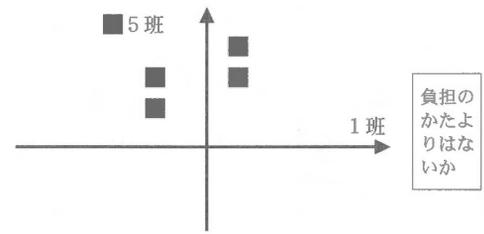
【第3時】

第3時では、前時までの模擬ミーティングで各グループがつくったルールを発表し学び合う場面を設定することで、ルールに対する見方・考え方を深める時間とした。そのためのたてとして、次のページの資料5に示した座標軸を用いての発表を行った。この座標軸は横軸に「公正」の要素をおき、縦軸に「効率」の要素をおいたもので、右に行けば行くほど「公正」を重視したものであり、上に行けば行くほど「効率」を重視したものであるといえる。自分たちのつくったルールを分析することで、「公正」を重視すると「効率」とはいえないもの、あるいはその逆もあることに気づき、自分たちがつくったルールについてあらためて考える機会とした。また、他のグループの考えを視覚的にわかり共有できることが、学び合う場面では重要だと考えた。特に1班と5班のルールは対照的であることを事前にとらえ、1班と5班の考えを学び合いの中心に据えることで、話し合いの論点をしばっていった。1班の「みんなでローテーション」という考えと、5班の「実力テストを実施」という考えを、「なぜそう考えるの

か」と掘り下げ、各自の価値観や大切に思っていることを導き出した。すると一見全く違うルールであっても、「部を強くしたい」という思いや願いは同じであることがわかった。「掘り下げる」はたらきかけにより、意見の対立の背景にある価値観の違いや、あるいは、大切に思っていることは同じでも、その実現方法が違うといった、様々な対立に気づかせた。そして、学習の最後に「ルールをつくる上で大切にすることは何だろうか」と問いかけた。以下は、それに対する何人かのふりかえりである。

資料 5

- ・目標を達成する上で無駄はないか
- ・やる気や競争を生み、練習の質の向上につながるか



※■は、各班が、自分たちの班のルールを分析し、座標軸上に示したルールの位置を示している。

- レギュラーの練習時間の確保と公平に誰もが順番に球拾いをするのが大切だと思います。いろいろな立場で考えることが違うから、すべてをかなえるのは無理だと思うけど、私は1年生がやらないと2・3年生は文句がでるから、1年生は固定で2・3年生のレギュラー以外のローテにレギュラーも加わるというルールにすると競争意識も高まるかと思いました。(生徒A)
- 私が一番良いと思う考えとしては、やっぱり球拾いはレギュラー以外と1年生でローテーションで行うのがいいと思う。少し不公平な部分もあるが、毎日ではないし、試合に勝つためには、これが一番適していると思う。(生徒B)
- ルールをつくるうえで大切なことは、みんなが納得いくルールを考えること。そのなかで、公正や実力についてなどいろいろなことを考えるべき。(生徒C)

生徒Cと生徒Dの振り返りからは、問題を解決するためのルールとして、「公正」と「効率」をどのように達成させるべきかを、自分なりに考えようとしていることがうかがえる。生徒Eのふりかえりからは、多様な価値観や考えの違いを踏まえた上で、それらを調整することの大切さに漠然と気づいていることがうかがえる。ただ、まだ今回の野球部の事例にとらわれている。しかし、この単元のねらいは、「対立と合意」「公正と効率」といった社会の枠組みをとらえ、社会に対する見方・考え方を高めることがねらいである。つまり、今回の野球部の事例を通して、社会におけるルールや合意について考えさせたい。それが、今後の公民の学習や実社会で活用できる力につながると考えた。そこで、再度互いの意見を交流させ、深めていくために学び合いの場面をもつことにした。

【第4時】

第4時では、状況の変化に応じたルールを再度考えることで、前時で習得した「公正」と「効率」の概念を活用する場面を設定した。前時までの話し合いをもとに、クラスの意見を1つにまとめた。なお、最初に1つにまとめたねらいは、最も良いルールを決めることではなく、このあとの状況の変化に応じたルールを再度各自で考えるためのものである。よって、少数意見にも配慮し、前時までの多数派の意見をもとに仮設定をおこなった。このクラスで決めたルールは、「1年生は球拾い、2年生のレギュラー以外がローテーションで球拾いにまわる」というもの。しかし、「入部した1年生2人がレギュラーになった」という状況の変化を提示し、今までのルールでいくか、または新しくルールをつくるか、今までの学習をふまえて再度考えさせ、その理由を根拠をもって説明できるように指示した。生徒が考えている間、机間をまわり、具体的に根拠を示せないでいる生徒に対して、「なぜこう考えたのか」個別に考えを引き出し、自分の考えを整理できるよう手助けをした。そして、各自が考えたルールを学級全体で共有し、再度ルールについての考えを深める学び合いの場面を設けた。その際には、対照的な意見や前時までと比べて意見が変わった生徒をとらえ、その意見を中心に学び合いを行った。この時間のねらいは、何が何でもこのルールというふうな、自分の意見を強固なものにするこ

とではない。また、「公正」と「効率」のどちらを重視するのが正しいかを定めるものでもない。ルールを決めるということは合意をするということである。その過程で、自分の意見が正しいと思っていたが、他者の意見を聞いて自分の考えに揺れを感じたり、あるいは意見が変わったりする。また、他者の意見を受け入れながら、自分の考えに改めて自信をもったであろう。その経験が、今後、他の事象にであったときに、一つの立場だけではなく、他者の立場に立って考えようとしたり、他者の意見を尊重する姿勢を生むと考える。そして、そのような多様な意見や考えの違いを乗り越えて合意したものであるからこそ、それを守ることの重要性にも気づくことができると考える。この時間の最後に、再度「ルールをつくる上で大切にすることは何だろうか」と問いかけた。以下は、それに対する前述の生徒A、生徒B、生徒Cのふりかえりである。

- 同じルールを考えていても一人ひとり違うし、視点が違うから、ルールをつくることは難しいと思いました。そのために大切なのは、偏った視線で物事を見ないこと、自分の考えが必ずしも正しいわけではないから、人の意見も公平に聞くなどかなと、思います。いろいろな立場で意見が異なるので、周りに気を配りながらまるくおさまるようなルールをつくるのが大切だと思います。(生徒A)
- ルールをつくる上で大切なことは、様々な立場の意見を尊重することがあげられる。しかし、それでは意見がバラバラになって決定できないため、できるだけ多くの人が賛成できて、極端にある立場の人が有利になったり不利になったりすることのない考えを選ぶべきだと感じる。完璧な答え、誰もが全部納得できる答えはないけど、最初はみんなで話し合うことが大事だと思う。(生徒B)
- ルールをつくるうえで大切な事は、いろいろな立場になって考えることだと思います。ルールを決めることで納得する人と納得しない人が出てくるかもしれませんが、いろいろな立場になって考えることで少しでも不満が減り、平等に近づくルールができると思います。今日の学習を通して、私が考えつかないうような意見がでてきたり、様々な意見を聞いて自分の考えをはっきりさせるよい機会となりました。(生徒C)

第3時と第4時では、同じ学習活動を繰り返したように感じられるが、ふりかえりからは、生徒の認識の深まりの差が見てとれる。それは第3時で、自分の考えをしっかりと持ち、その状態で再度学び合ったためだと考える。それぞれの主張が根拠をもちしっかりとしたものであればあるほど、合意をすることの難しさや、多様な考えを調整することの重要性に気づくことができたと考えられる。そして、多くの生徒がすでに野球部の事例にとらわれず、社会におけるルールについて考えることで、社会に対する見方・考え方が高まった様子がうかがえる。今後は、今回の学習で身につけたことを、政治や経済分野、あるいは地域社会や日本、世界の問題へと活用の幅を広げていくことが大切だと考える。

4. 成果と課題

2年間の実践を終えて、法教育を進めていくためには、生徒に「考える技能」を習得させることが重要になると考える。まずは、視野を広げていくことが求められ、自分の利害だけでなく、相手の利害、さらには、現時点だけでなく、未来の利害も考えることができると、生徒の視野がグッと広がると考える。そのためには、今回の取り組んだような法教育の視点から設定した問いを中心とした問題解決型の学習が有効であることを実感した。まずは、生徒の日常で起こる身近な題材から入り、公正と効率、さらには合意について考えることが重要であると考えられる。しかし、そこで培った概念を国や地方の政治レベルにまで広げていくためのプロセスの学習を工夫することが重要だと痛感した。身近な問題を解決する思考と、国や地方が抱えている問題を解決する思考が乖離しており、「自分から」「自分達だったら」といった積極的な姿勢が弱くなる。今後は、身近な問題を解決することで培った概念やスキルを、政治分野にスムーズにつなげるような学習を考えていきたいと思う。

参 考 文 献

- ・江口勇治 大倉泰裕編 (2008)『中学校の法教育を創る』東洋館出版社
- ・橋本康弘編著 (2008)『教室が白熱する"身近な問題法学習"15選』明治図書
- ・鈴木啓文監修 江口勇治 渥美利文編著 (2008)『新指導要領 ニュー教材シリーズ① 法教育Q & Aワーク』明治図書
- ・文部科学省 『中学校学習指導要領解説 社会編』平成20年9月
- ・島根大学教育学部附属学校園 『平成23年度島根大学教育学部附属学校園研究紀要』2011年

(まえじま みさえ 社会科 miku-51@edu.shimane-u.ac.jp)